

## 多様な木質材料の活用促進に関する関係省庁連絡会議の開催について

平成 28 年 6 月 2 日  
内閣総理大臣 決 裁  
令和 3 年 3 月 15 日  
一 部 改 正  
令和 4 年 2 月 2 日  
一 部 改 正  
令和 4 年 8 月 25 日  
一 部 改 正  
令和 5 年 9 月 12 日  
一 部 改 正  
令和 6 年 11 月 19 日  
一 部 改 正  
令和 8 年 3 月 30 日  
一 部 改 正  
令和 8 年 5 月 28 日  
一 部 改 正

1 林業及び木材産業の成長産業化を推進し、地方の持続的な産業の育成と雇用の確保を図り、地方創生を実現することを目的に、CLT（直交集成板）等の公共建築物、商業施設等への幅広く積極的な活用に向けて、関係省庁の緊密な連携を確保し、実効ある方策を検討するため、多様な木質材料の活用促進に関する関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。

2 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房副長官（参）  
副議長 内閣総理大臣が指名する内閣総理大臣補佐官  
構成員 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）  
警察庁長官官房長  
こども家庭庁成育局長  
総務省自治財政局長  
法務省大臣官房長  
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長  
文部科学省高等教育局私学部長  
厚生労働省医政局長  
厚生労働省老健局長  
林野庁長官  
経済産業省商務情報政策局首席国際博覧会統括調整官  
資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長  
国土交通省大臣官房官庁営繕部長  
国土交通省都市局長  
国土交通省住宅局長  
環境省地球環境局長

3 連絡会議の庶務は、林野庁及び国土交通省の協力を得て、内閣官房において

処理する。

- 4 前三項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。